

特定非営利活動法人びーのびーの

一般事業主行動計画（次世代育成推進法）

職員が、育休を取得し、仕事と生活の調和を図り、復帰後も働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～ 2025年9月30日までの 4年間6か月
2. 内容

目標：職員が、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

<全体での取り組み>

- 2021年 4月～ 育児休業を取得しやすく、復帰しやすい環境整備を始めたことを周知する。
- 2021年 4月～ 両立支援に必要な環境整備について職員にヒアリングを実施する。

<取り組み・・・対象職員向け>

- 2021年10月～ 復帰プラン作成援助を実施できる事務局体制を作る。

<取り組み・・・管理職向け>

- 2022年 3月～ 対象職員がいる現場の運営体制を、法人全体で支援する体制を作る。

<取り組み・・・全体職員>

- 2022年 6月～ 法人の中期計画に「両立支援 地域からの応援体制」が加わり、法人独自の両立支援を考えていくこととなる。

特定非営利活動法人びーのびーの

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

職員が、仕事と生活を両立できるよう、キャリアアップを後押しし、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～ 2025年9月30日までの 4年間6か月
2. 内容

目標 1：全職員がテレワークを利用できる環境を整える
（現状常勤のみ約 20%の職員が利用、非常勤については規定がなく運用の中で実施）

<取り組み・・・周知>

2021年4月～ 職員に向けテレワーク規程、利用の仕方を周知（会議等で周知、メーリングリストで周知）する。

<取り組み・・・環境整備>

2021年4月～ 職員に対してテレワークへの意識調査を実施する。

2024年4月～ 非常勤のテレワーク規程を整える。

<取り組み・・・相談窓口>

2024年4月～ テレワーク相談窓口を設定する。

特定非営利活動法人びーのびーの

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

1. 計画期間 2021年4月1日～ 2025年9月30日までの 4年間6か月
2. 内容

目標2：全職員の中から保育士または社会福祉士の資格保有者を5人増やす
（現状、82人中39人有資格者）

<取り組み・・・意識調査>

2021年4月～ 資格取得への意欲を意識調査する

<取り組み・・・環境整備>

2021年9月～ 意識調査から資格取得のためのサポート体制を充実させる

- 試験日前後のシフト調整対応。
- 子育て支援員研修、地域子育て支援士等 関連講習の受講。
- 自習グループの形成。
- 資格取得者からのアドバイス研修。
- 資格取得報奨金を検討。